

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

改 正 案

（発行者の指定）

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ・ロ
（略）

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の处罚に関する法律（平成十二年法律第三百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過していない者

現 行

（発行者の指定）

第十八条 （同上）

イ・ロ
（略）

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三条第一項（同項第七号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第七号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の处罚に関する法律（平成十二年法律第三百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過していない者

2 二・ホ
（略）
（略）

2 二・ホ
（略）
（略）